

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の申請主体の名称

三重県

## 2 地域再生計画の名称

地域資源を生かした観光みえの魅力増進計画

## 3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成16年度から平成18年度

## 4 地域再生計画の意義及び目標

### 1) 意義

21世紀は、世界的に人・モノ・情報が行き交う「大交流時代」を迎えると言われていています。なかでも「観光」は、多様な産業と関連する21世紀の成長産業として、経済活性化に寄与するばかりでなく、活力のある魅力的な地域づくりや伝統・文化の振興を通じて、心の豊かさの向上にもつながるとともに、新しい時代の文化をリードするものと期待されています。

そうしたなかで観光地間の競争は、国内はもとより国際的にもより激しいものとなり、人々を惹きつける真に魅力のある地域こそが、この観光地間競争に勝ち残ることとなります。つまり、観光振興には魅力ある地域を創り上げる「総合力」が問われているのです。

三重県は、日本人の旅の原点とも言われるお伊勢参りの地であり、いわば“あこがれの地”であったとともに、伊勢志摩国立公園を始めとする豊かな自然と美しい景観に恵まれた地域であり、万葉集にもたびたび詠まれているよう、古来より豊富な山海の幸にも恵まれ、伊勢えび、あわび、的矢かき、真珠、松阪牛、伊勢茶、ひじき、ひのきといった「三重ブランド」に代表される数多くの特産物を有しています。

このような優れた地域資源が最大限に活用され、地域特性に応じて、持続可能な自律的で個性豊かな観光地づくりが進められることにより、観光産業は三重県経済を牽引するリーディング産業に発展していくことができると考えられます。

「観光」は宿泊業や飲食業、運輸業といった分野だけではなく、小売業、農林水産業などあらゆる分野になんらかの関わりを持つ幅広さと奥行きを持っています。そのため、観光の発展は広範囲の産業を元気にするとともに、人々がいきいきと働くことができる環境(雇用)を創り出すことにより、地域経済を力強いものにし、活力ある社会を築くことにつながります。

また、県民がそれぞれの立場で、魅力的な地域づくりや文化の振興を通じて

「しあわせ」を実感すること、そして、その成果は三重県を訪れる人々も「しあわせ」を実感できることにつながります。

このため、県内各地の魅力を生かした観光商品づくりや、快適で魅力的な観光交流空間づくりなどの取組を積極的に行い、県民自らが誇れ、また観光客にとっても魅力のある地域づくりを進めていきます。

## 2) 目標

### (1) これからの三重県観光・4つの基本姿勢 - どのように進めるのか

これからの三重県の観光振興について、あり方そのもののパラダイムシフトを図り、観光地としての総合力を発揮させるために以下の4つを基本姿勢として、観光振興を進めます。

現場主義の徹底 - 観光振興はあくまで民が主役、行政は支援に徹します  
「選択」と「集中」 - 新しい県と市町村、民間との関係を目指します  
おもてなしの心の醸成 - 三重県への来訪者の顧客満足を高めます  
本物志向の追求 - 三重県観光の品質を保証します

現場主義の徹底 - 観光振興はあくまで民が主役、行政は支援に徹します

観光振興の主体はあくまで「民間」であり、行政は、民間の能力が最大限発揮されるよう、その環境づくりや支援を行うことが大切です。これまで三重県の観光振興は、行政と民間の役割が双方で明確に意識されていなかった側面がありますが、これからはそれぞれの立場、役割を認識し、双方が責任を持った取組が期待されます。

こうした局面を迎え、三重県の役割は、計画を策定し、観光振興に対する方向性を明確に示すことです。そして、「権限」「責任」を現場（「観光の現場」とは具体的には観光客が来訪するところ）に移し、現場主義を徹底するとともに、現場の主体的な努力が実を結ぶような様々な形の支援を行います。

そして、最も大切な行政の役割の一つに「美しい観光地づくり」があります。三重県は、地域住民と連携し、観光地にふさわしい景観や交流空間づくりを積極的に推進します。

また、これからの観光振興には、個々の観光地が「自らの個性を主張し、自律性を追求していく」ことが求められており、行政としてはそのための環境づくりと支援を行っていきます。

「選択」と「集中」 - 新しい県と市町村、民間との関係を目指します

厳しい財政事情の中で、国と地方の関係が「選択」と「集中」の時代を迎えようとしています。まんべんなく薄く、広くという従来型の手法から、やる気があり、優れた計画を示したところを「選択」し、限られた予算を「集中」的に投

資していくという方式へと大きく転換しつつあります。三重県と県内の市町村との関係も同じことがいえます。限られた財源の中、少ないコストで最大の効果を発揮する手法を模索する、それが少子高齢社会・21世紀のとるべき方法です。観光振興に熱心に取り組む意欲と実現可能な優れた計画を持つ市町村をまず重点的に支援し、成功例を示すことが大切です。このことは民間との関係についても同様で、基本的には市場競争をベースとしながら効果的、戦略的な支援を行っていきます。

#### おもてなしの心の醸成 - 三重県来訪者の顧客満足度を高めます

三重県の観光振興を図る上で最も大切なことは、来訪者の満足度を高め、口コミやリピーター客の増加につなげることです。そのための心構えが、「おもてなしの心」の醸成です。来訪者の満足が高ければ高いほど、経験情報となって再来訪の意向を高めるだけでなく、口コミ情報となって周囲の人々の来訪意向を高めます。来訪者は、地域の雰囲気や人々の温かさを鋭く感じ取ってしまうものです。観光に携わる人だけではなく、県民一人ひとりのおもてなしの心を向上させていくことは、来訪者と県民の絆づくりの意味でも重要だと考えます。

そのためには、来訪者の顧客満足度を測定し、評価できる仕組みを導入することが必要です。その仕組みをつくりあげ、「計画:Plan」「実行:Do」「評価See:」のサイクルでそれぞれの観光戦略に反映させ、個別施設や観光地ごとに、次の戦略を考える上での大きな強みとしていきます。

#### 本物志向の追求 - 三重県観光の品質を保証します

三重県は伊勢神宮や熊野古道といった歴史的、文化的資源等の豊富な観光資源に恵まれています。まだまだ多くの観光資源が十分に評価されないまま眠っている可能性があります。こうした観光資源を掘り起こし、個々の観光資源の「誘致力」を客観的に評価し、三重県への誘客戦略を客層に応じた効果的なものにしていきます。

また、「本物を大切に作る気構え」で資源を大切にしつつ、来訪者のニーズに合わせた観光商品を組み立てること、あるいは効果的に情報発信することも重要です。さらに、たとえば食材が地元産かどうかを表示するなど、本物の魅力を活用した観光商品づくりやブランド化も重要です。三重県観光の品質を保証し来訪者の信頼の獲得につなげ、観光振興に大きく寄与する取組を進めます。

## (2) 三重県がめざす姿

三重県が観光振興を進めることにより、三重県が持つ独自の歴史・文化の保

存や環境の保全に配慮しつつ、県内の地域資源が最大限に活用され、地域特性に応じて、持続可能な自律的で個性豊かな観光地づくりが進められることにより、訪れる人々が安心して観光を楽しめるよう配慮され、観光振興が県民生活の向上と一体的に展開されている状態を目指します。これにより、観光産業を、三重県経済を牽引するリーディング産業へと発展させていきます。

### (3) 三重県観光の現状

#### 観光入込客数の推移

三重県の観光レクリエーション入込客数は、「まつり博・みえ94」の開催と志摩スペイン村の開業が重なった平成6年の4,920万人をピークに、平成14年には4,285万人まで減少傾向が続いています。特にこれまで三重県の看板を担ってきた伊勢志摩国立公園における近年の傾向が深刻で、直近8年間で3割近く減少しています。

一方、自然公園外への入込客数は増加傾向にあり、ここ数年は1,600万人前後で安定した入込客数を維持しています。これは、三重県の観光客が伊勢志摩国立公園への集中から、観光地の多様化・分散化への変化を裏付けるものです。

観光施設は、主要10施設の入込客数が県全体の約3割を占めており、一部の観光施設への集中が顕著であるといえます。

#### 三重県内の観光資源の現状

三重県の観光資源は、皇大神宮(伊勢神宮内宮)に代表されます。(財)日本交通公社による観光資源評価によれば、我が国のイメージ構成の基調となり、国際的な誘致力を誇る「特A級資源」は、皇大神宮(伊勢神宮内宮)と式年遷宮の2つです。全国的な誘致力を持つ「A級資源」は、大台ヶ原、大杉谷、北山峡、大杉谷諸瀑、英虞湾、伊勢神宮の杉木立、豊受大神宮(伊勢神宮外宮)の7つです。「B級資源」も加えると人文資源、自然資源がバランスよく分布しているのが三重県の観光資源の特徴といえます。

観光客の集中する伊勢志摩地域には、前述したように伊勢神宮内宮、式年遷宮をはじめ多くの人文資源、自然資源が分布しています。また、東紀州地域には大台ヶ原山を筆頭に多くの魅力的な自然資源があり、さらに伊賀地域には人文資源が多く分布しています。近年では、東紀州地域の熊野古道が新たな人文資源として注目されています。

### (4) 観光戦略

三重県の優れた地域資源を最大限に活用し、地域特性に応じた持続可能な自律的で個性豊かな観光地づくりを進めていくため、次のことに取り組んでいき

ます。

#### 三重のイメージ構築・客層別誘客戦略づくり

三重県への観光意欲を沸き立たせるためには、三重県や県内各地域のイメージをしっかりと確立するとともに、多様化する消費者ニーズに合わせ、魅力ある観光資源や旬の情報を提供して誘客活動を推進することが必要です。

したがって、三重県や各地域に対する消費者のイメージやニーズを把握し、消費者を惹きつける新しいイメージを構築します。さらに、新しいイメージを踏まえて、客層に応じた誘客戦略を構築します。

#### 情報発信・集客システムづくり

三重県の観光地が旅行先として選択されるには、マスメディア(テレビ・ラジオや雑誌等)をはじめとするあらゆる手段(例:ホームページ・パンフレット・ポスター等)を通じて消費者が求める情報を提供していくことが必要です。

したがって、地域の魅力を的確に情報発信・情報提供していく手法を全県的に構築し、情報を的確にかつタイムリーに提供していきます。

また、集客のための旅行会社との協力体制を強化しつつ、地域の魅力を観光商品として消費者に届けるためのシステムを確立します。

#### 観光地の魅力づくり

三重県には、各地域に個性と魅力あふれる観光地が存在し、それぞれに魅力的な資源を有していますが、まだ十分に活かされてない面があり、これらを効果的に活用して魅力アップにつなげる必要があります。

したがって、各地域の観光資源を再発掘して、観光地単位での戦略を構築し、その魅力を旬に合わせて活用していく取組や観光地の魅力づくりに対する支援を図ることにより、地域の魅力を高めていきます。

#### 三重の観光振興の社会環境基盤づくり

観光地づくりには、そこを訪れる人ばかりでなく、住んでいる住民にとっても居心地の良いものにしていく必要があります。

したがって、景観の美しさに恵まれた観光地や、歴史・文化などの伝統的なイメージを醸し出す観光地については、観光交流空間の形成を促進することによってその魅力を高めます。

#### 三重の観光“ひと”づくり

年間4,000万人以上の観光客が訪れる三重県では、観光に携わる関係者のみならず、県民一人ひとりが観光客を温かく迎える姿勢を備え、県民運動にまで高めることが必要です。

したがって、観光関係者を中心に、県民一人ひとりの「ホスピタリティ」を向上させ、観光客の満足度向上を図ることにより、口コミやリピーター客の増加、三重県のイメージアップを目指します。

また、「おもてなし王国」の土台を堅固にすべく、直接観光客に接する人材の育成を強化します。さらに、観光地づくりを担う中・長期的ビジョンに精通した「観光地マネージャー」(仮称)の育成にも取り組み、「個性や自律性を追及する観光地」を増やします。

#### 観光振興の推進体制づくり

三重県観光の目標を達成するためには、多様な主体によるさまざまな取組が調和しながら展開される必要があります。

したがって、「新しい時代の公」を目指して、県民、各種関係団体、民間企業、行政(市町村・県・国)それぞれの役割分担を明確にしつつ、相互に連携しながら、人材・施策・予算等の効率的かつ円滑な運用を図ることができる体制を整備します。

#### (5) 今後3年間に重点的に取り組む目標

2004年(平成16年)には、熊野古道の世界遺産登録や芭蕉生誕360年イベントが予定され、また2005年(平成17年)には、中部国際空港の開港や愛・地球博の開催など、本県への誘客の起爆剤となる行事が予定されています。さらには、国が「グローバル観光戦略」を策定し、積極的に外客誘致を進めるなど、本県の観光をとりまく状況は新たなチャンスを迎えています。

これらの機会を的確にとらえ、県内各地域が持っている地域の魅力をさらに向上させ、県内外の人や地域との活発な交流・連携を促進し、ひいては県内への観光客の増加、県内観光産業の活性化にまでつなげます。

このため、多くの観光客が本県を訪れるよう、市町村・関係団体等と連携を図りながら、地域の観光資源を活用した多様な観光商品づくりからその販売までを行う一貫したシステムの構築に取り組みます。

また、国が策定した「グローバル観光戦略」に呼応し、2005年の中部国際空港開港や愛・地球博開催を活用して、本県への外国人観光客の誘致を促進します。

さらに、市町村や地域住民とともに、観光地の景観や街並みを整備するなど観光客が訪れたいくなるまち、住民が誇れるまちづくりに取り組みます。

このほか、情報発信機能の充実強化のため、(社)三重県観光連盟の機能強化をはかるとともに、引き続き、ホームページの充実、マスメディアを活用した情報発信および観光客が現地において快適な旅行環境を確保するための観光・防災などの情報提供のしくみづくりを行います。

#### 観光商品の提供件数

0 件(2004 年)            5 0 件(2006 年)

##### [目標項目の説明]

3 年間にわたり、県内を 5 つのエリアに分け、それぞれに支援を行うことにより、毎年 1 5 件(最終年 2 0 件)の観光商品づくりを目指します。

#### 外客誘致プロモーション件数

0 件(2004 年)            5 件(2006 年)

##### [目標項目の説明]

観光展への出展を年間 2 回行うほか、海外の新聞雑誌への広告・記事掲載や海外エージェントへの商品造成への働きかけを行うことにより、3 年間連続で 5 件のプロモーションを行います。

#### 観光街並み空間づくり地区数

5 件(2004 年)            8 件(2006 年)

##### [目標項目の説明]

現在実施中の 5 カ所(伊勢市駅前・外宮地区、伊勢市河崎問屋街地区、鳥羽駅周辺地区、二見町旅館街地区、大王町波切地区)に加え、新たに 3 カ所での実施を目指します。

#### 観光ホームページへのアクセス件数

854,396 件(2002 年)            1,200,000 件(2006 年)

##### [目標項目の説明]

I モード等携帯電話でのアクセスに対応するなど、より広い対象への情報発信を行うことにより、5 0 %のアクセス数増加を目指します。

### 5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

2002年のわが国観光消費額は、21.3兆円に上り(01年比1.4%増)、その内訳は、国内市場が19.7兆円(内宿泊旅行12.5兆円、日帰り旅行5.3兆円、海外旅行の国内消費分が1.9兆円)、訪日外客市場が1.6兆円となっており、訪日外客消費の比率は7.5%に留まっています。

また、観光の経済波及効果は、国内観光消費額21.3兆円に対し、生産波及効果が49.4兆円、付加価値効果が26.1兆円に上ります。なお、雇用効果は398万人、税収効果は4.5兆円となっています。2001年と比較して国内宿泊旅行が微増となったことと訪日外客の順調な伸びから、経済効果はやや増加しています。

このように、観光消費21.3兆円は、観光産業だけでなく、多様な産業に波及効果をもたらします。

さらに、観光産業の付加価値(観光GDP)10.5兆円は、GDPの2.1%を占め、観光産業の雇用者数187万人は、総雇用者数の2.8%を占めています(出典:「21世紀のリーディング産業へ - 我が国におけるツーリズム産業の経済波及効果2003」(社)日本ツーリズム産業団体連合会/監修:国土交通省観光部/編集:財団法人日本交通公社)。

このように、観光はそのものの経済効果のみならず、他産業への波及効果も大きいことから、本計画を実施することにより、県内の地域資源を最大限に活用し、地域特性に応じた、持続可能な自律的で個性豊かな観光地づくりを進めていきます。そのことにより、観光レクリエーション入込客数が増加し、県内消費が増加することで、県内観光産業が活性化することが期待されることから、その効果を示す数値目標を以下のとおりとします。

#### 観光レクリエーション入り込み客数

4,285万人(2002年)                      4,600万人(2006年)

- ・ 1年間に観光レクリエーション等の目的で、県内の観光地を訪れた人数の推計値(観光レクリエーション入込客数推計書)
  - ・ 計画の実施により、2004年から年間2%の増加を見込み、さらに式年遷宮関連事業に伴う入り込み客数の増加をこれまでの実績から50~60万人、熊野古道への入り込み客数を10万人として算定した。
- なお、目標数値は3年毎に見直しを行います。

#### 経済波及効果

393億7500万円(2002年    2006年)

- ・ 入り込み客一人あたりの経済波及効果を12,500円(平成12年度に日本観光協会が調査した観光消費額の全国平均値)として算出

#### 雇用効果

4,041人(2002年    2006年)

- ・ 入り込み客一万人あたりの雇用効果を12.83人(平成12年度に日本観光協会が調査した観光消費額の全国平均値)として算出

## 6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- 204005 地域再生マネージャーの導入等
- 212002 道路占用許可弾力化
- 212021 観光振興目的の航路等について輸送需要に応じたダイヤの設定等
- 212031 「水辺の自由使用ガイドライン」の策定
- 212033 路地や細街路の美しいたたずまいの保全・再生
- 230001 道路使用許可・道路占用許可の手續改善
- 230009 良好な景観形成の推進

## 7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事項

### 1) 観光商品づくり推進事業

多くの観光客が本県を訪れるようにするため、観光資源の発掘から観光商品の販売まで一貫したシステムを構築し、地域の観光資源を活用した多様な観光商品づくりを行います。

- (1)三重の観光プロデューサーを配置し、プロデューサーが市町村などと連携を取りながら地域の観光資源を観光商品へと仕上げる取組を行います。
- (2)観光資源の発掘や開発など市町村等が広域的に行う取組を支援します。
- (3)プロデューサーが仕上げた観光商品の販売を促進する体制を整備します。

### 2) 観光客誘客推進事業

熊野古道の世界遺産登録や芭蕉生誕 360 年イベントなどの旬の行事を契機に、多くの観光客を本県へ誘客します。

- (1)旬の行事を活用し、誘客キャンペーンを行います。
- (2)熊野古道において利便性の高い交通アクセスを整備するため、駅などの基点や名古屋・伊勢志摩と熊野古道とを結ぶバスを運行させます。
- (3)観光客に快適な旅行環境をつくるため、旅先を歩きながら観光や防災などの情報を、携帯電話を使用して得ることができるシステムを構築します。
- (4)地域のさまざまな体験プログラムなどを活用し、修学旅行の誘致に取り組むため、誘致 P R の手法を整備します。

### 3) 外客誘致推進事業

多くの外国人観光客が本県を訪れるようにするため、海外向けのプロ

モーション活動を展開します。

外国人観光客を本県に呼び込むためには、まず本県の魅力を知ってもらうことが必要であるため、次のさまざまな手段を用いて、東南アジア地域の観光客を主なターゲットに本県の魅力を発信していきます。

- (1)外国語版のガイドマップの作成
- (2)外国語版のホームページの作成
- (3)国内外での観光展への出展
- (4)海外の新聞・雑誌への広告掲載
- (5)海外エージェント(旅行業者)への商品造成の働きかけ
- (6)東海3県1市が共同で設置する中部国際空港観光案内所での観光案内

#### 4) 伊勢志摩快適空間創造事業

伊勢志摩地域において、景観や街並みに代表される空間快適性を向上させることにより、観光客が訪れたいくなるまちづくり、住民が誇れるまちづくりを推進します。

(1)モデル地区ごとに地域住民・市町村が参画する検討部会を開催します。

(2)「伊勢志摩空間快適性向上整備計画」をもとに、「伊勢二見地域の観光交流空間づくり事業」とも連携をはかりながら、地域住民・市町村との協働により、空間快適性向上のための具体的な取組内容について検討し、実践します。

(モデル地区：伊勢市駅前・外宮地区、伊勢市河崎問屋街地区、鳥羽駅周辺地区、二見町旅館街地区、大王町波切地区)

#### 5) 松阪・東紀州地域交流空間創造事業

歴史と文化を生かしたまちづくりをめざしている松阪市や熊野古道の世界遺産登録が予定されている東紀州地域において、それぞれの地域資源を活用した景観や街並みを創造することで、個性豊かで魅力あるまちづくりを推進します。

(1)松阪市および東紀州地域において、地域住民・市町村が参画する地区別検討部会を開催します。

(2)地区別検討部会において、交流空間整備計画を策定し、計画的な整備推進をはかります。

(3)交流空間整備計画をもとに、地域住民・市町村との協働により、交流空間創造のための具体的な取組内容について検討し、実践します。

#### 6) まちづくりプロジェクト事業

景観づくりや街並みづくりに寄与する社会資本の整備について、構想・計画段階から住民参画を進め、さらにハード整備を進めていくことで、個性豊かで魅力あるまちづくりを推進します。

(1)伊勢志摩地域において、「伊勢志摩快適空間創造事業」と連携をはかりながら、空間快適性向上のためのハード整備を実施します。

(2)松阪市や東紀州地域において、「松阪・東紀州地域交流空間創造事業」と連携をはかりながら、交流空間創造のためのハード整備を実施します。

#### 8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

**1 支援措置の番号及び名称**

204005 地域再生マネージャー制度の導入等

**2 当該支援措置を受けようとする者**

鳥羽市

**3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容**

本市の特性である有人離島において、豊かな自然と、島の人たちが長い年月をかけて培ってきた島の風土は、それだけで素晴らしい博物館としての機能を持っています。

これら、島特有の自然的・歴史的資源を活かしながら、島民をはじめ、観光客が集い交流できる場、商品化、システム化こそが地域再生を生み出し、個性的で魅力ある離島観光を構築していくことが重要です。

このためには、具体的・実務的ノウハウ等を有する企業又は人材等の活用が重要であることから、今回の支援措置により地域再生マネージャー制度を活用し、観光産業の活性化につなげていきます。

取組に関与する主体

鳥羽市

取組が行われる場所

鳥羽市4有人離島（答志島、坂手島、菅島、神島）

## 1 支援措置の番号及び名称

212002 道路占用許可弾力化（オープンカフェ等）

## 2 当該支援措置を受けようとする者

NPO法人神社みなとまち再生グループ  
NPO法人伊勢河崎まちづくり衆  
伊勢楽市実行委員会  
外宮さんゆかたで千人お参り実行委員会

## 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

近年、グリーンツーリズムの振興や食の安全への消費者の関心の高まりなど、地域食材の地域資源としての価値は高まっています。そこで、観光みえの魅力増進のため、特産品や地域の気候風土にあった農林水産物の販売等を行っている「みなとまち市」や「伊勢楽市」の継続的な実施を行い、観光商品へと仕立て上げることが有効となっています。

また、伊勢志摩地域の3つの「みち」である「陸のみち」「川のみち」「海のみち」を結んで、さまざまな街道文化を体験できる周遊ルートづくりに取り組んでいくなかで、それぞれの拠点となる川の駅、海の駅周辺でオープンカフェの設置を行うことにより、集客の仕掛けづくりを行うことが必要です。

このため、今回の支援措置を受け、今後、示される予定である地域活動の円滑化のためのガイドラインに従いながら、各種イベントやオープンカフェ等を活用した観光商品づくりを進めることにより、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行う仕組みを構築し、観光客等が地域の景観や文化を体感することができる空間づくりを行っていきます。

### 取組が行われる場所

伊勢河崎問屋街地区  
外宮前地区  
みなとまち地区

### 取組の実施期間

平成16年度から

## 1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 2 1 観光振興目的の航路等について輸送需要に応じたダイヤの設定等

## 2 当該支援措置を受けようとする者

神社港を利用する一般旅客定期航路事業者

鳥羽港を利用する一般旅客定期航路事業者

島の旅社（現在設立整備中）

## 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

伊勢地方は古くから海運・造船の中心地のひとつであり、伊勢船と呼ばれる船が活躍しました。この伊勢船には伊勢神宮の建築に携わる宮大工の技術が生かされています。この伊勢船が建造されていた中心地が大湊であり、この当時、勢田川の水運を活かし問屋街として、米、酒、蒲鉾、味噌醤油、砂糖、鯉節、海苔、陶器、雑貨などあらゆる品々を扱い、参宮客を迎える『伊勢の台所』として繁栄したまちが河崎でした。また、神社は船参宮と呼ばれる船による神宮参拝の窓口となっていました。

そこで、河崎に整備された川の駅と、神社と大湊に整備予定の海の駅を伊勢船の伝統を生かした木造船で結び、かつての船参宮の歴史を体験できる観光商品のひとつとしてパッケージすることで伊勢の魅力づくりにつなげていきます。

また、神社はかつて海からの神宮参拝、船参宮の窓口として栄えたみなとまちであり、現在、勢田川と宇治山田港をいかしたまちづくりを目的として海の駅の建設が予定されています。

また、鳥羽市については、市民と観光客が行き交う魅力的な集い空間の創造による海の玄関口の形成をめざして鳥羽港の開発を進める鳥羽マリンタウン 21 を実施中です。

2005年には中部国際空港の開港が予定されていることから、空港と神社や鳥羽港を結ぶ海上タクシーを開設し、週末のみの運航、臨時便による増便、出港時間について幅をもたせ、客が集まり次第出港するという船舶運航計画の設定など輸送需要に応じた運航を実施します。これにより、伊勢志摩地域への誘客を旨とするとともに、伊勢市においては、勢田川流域を運行予定の木造船と連絡させ、伊勢志摩地域の3つの「みち」である「陸のみち」「川のみち」「海のみち」を結んで、さまざまな街道文化を体験できる周遊ルートづくりに取り組んでいきます。

さらに、長いリアス式海岸をもつ三重県には、多数の大小の島々がありますが、有人島で離島振興地域に指定されているのは、志摩諸島6島です。その中の一つである答志島の廻りには浮島、牛島と呼ばれる無人島があり、豊かな自然がそのまま残っています。この2島に30人程度の観光客を運び、自然観察や簡易な海浜清掃などの体験を行うエコツアーを実施する観光コースを設定します。このツアーについては平成15年度に実験事業としてモニターツアーを実施しており、その際には大きい反響があったものです。

今回の支援措置を利用することにより、季節に限った運航や週末のみの運航、臨時便による増便、出港時間について幅をもたせ、客が集まり次第出港するという船舶運航計画の設定など輸送需要に応じた運航を実施することにより、魅力的な観光商品の構築を図り、観光三重の魅力増進につなげ観光立県を実現していきます。

#### 取組に関与する主体

宇治山田港湾整備促進協議会（事務局：伊勢市）  
NPO伊勢「海の駅・川の駅」運営会議  
中部新国際空港海上アクセス促進協議会  
NPO法人神社みなとまち再生グループ  
NPO伊勢「海の駅・川の駅」運営会議

#### 取組が行われる場所

宇治山田港 大湊「海の駅」 河崎「川の駅」  
宇治山田港 常滑（中部国際空港・常滑港）  
鳥羽港 常滑（中部国際空港・常滑港）  
答志島における無人島運航ルート（浮島、牛島）

#### 支援を受けて実施する内容

古来より伊勢神宮の建築に携わってきた宮大工の技術を生かした伊勢船の伝統を再現した船参宮伊勢ゆかり木造船「(仮称)勢田川丸」(定員20名 乗務員3名)を建造し、休日2便を定期運航とし、あとは需要に応じ臨時便を運航するほか、宇治山田港常滑間および鳥羽港常滑間において輸送需要に応じた運航を実施します。

また、答志島周辺にある無人島である浮島、牛島への輸送船舶(旅客定員30名)の運航を輸送需要に応じて行うことにより、無人島を活用した磯観察、自然観察を行う離島ツーリズムを観光商品化し、離島の自然、歴史文化の保存と活用を図り、離島の振興を進めていきます。

#### 取組の実施期間

平成17年2月から

#### その他の事業内容を明らかにするために必要な内容

国土交通省 伊勢二見地域観光交流空間づくり  
モデル事業 事業プラン記載事業

平成15年度に「木造船どんどこ丸」等で社会実験実施しています。

平成15年度に「鳥羽市離島航路における公共交通活性化プログラム」の実験事業としてモニターツアーを実施しました。

## 支援措置の番号及び名称

212031 「水辺の自由使用ガイドライン」の策定

### 2 当該支援措置を受けようとする者

名張市  
NPO法人伊勢河崎まちづくり衆  
どんどこ祭り実行委員会  
など

### 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

名張市では、夏の名張川花火大会に代表されるように、市街地を流れる名張川を会場としたイベントが開催されており、今後も、各種のイベントの開催による河川敷の利用が期待されています。

伊勢市ではさまざまな街道文化を体験できる周遊ルートづくりに取り組んでおり、人と人のふれあいの中で情報交換ができる仕掛けづくりや旅の休憩ができる場所として川の駅を位置づけています。

また、近年、おかげ横町の整備等で活気のある内宮おはらいまちは、その背後に五十鈴川の清流が流れ、桜並木等優れた景観を持っているが、参拝客の導線は町中だけを通っており、五十鈴川の景観はあまり生かされていません。

そこで、今回の支援措置を受け、平成16年度中に示される予定である「水辺の自由使用ガイドライン」にしたがって、名張川、勢田川、五十鈴川の河川敷地におけるイベント利用等を促進することにより、観光客に対するおもてなしの充実を図ります。

#### 取組が行われる場所

名張市名張川河川敷  
伊勢河崎問屋街地区  
内宮おはらい町

#### 取組の実施期間

平成16年度から

## 1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 3 3 路地や細街路の美しいたすまいの保全・再生

## 2 当該支援措置を受けようとする者

伊勢市  
鳥羽市  
上野市

## 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

伊勢市には勢田川の水運を活かし問屋街として繁栄した河崎や内宮の門前町として発展し、近年、おかげ横町の整備等で活気のある内宮おはらいまちなど、今も『切妻造り・妻入り』の独特の意匠を持つ歴史ある昔ながらのまちなみが生き続けています。

鳥羽市は九鬼義隆の城下町として繁栄した歴史を持つことから、江戸時代の面影を残す路地や、神社仏閣の境内や参道など歴史的な遺産を数多く残しています。鳥羽市ではこれらの遺産を単に文化財として保存するだけでなく、資源として活用する試みも検討が進められています。

また、上野市内には、藤堂高虎の手になる 400 年前の町割が残され、松尾芭蕉が 28 歳まで暮らした町で、今も国の重要無形民族文化財に指定された上野天神祭りを守りつづけている三筋町、七つの寺院が並ぶ白壁の美しい寺町の町並みなど、歴史文化の面影を残す古い家並みが残っており、その歴史文化を継承し、保存していくことが必要です。

そこで、古くから受け継がれた地域固有の「生活文化」をありのままの姿として保全し、歩いて巡ることのできる快適空間づくりを進めるため、今回の支援措置を受け、平成 16 年 2 月 27 日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知「建築基準法第 4 2 条第 3 項の規定の運用について」に従ってまちづくりを進めることにより、路地や細街路の美しいたすまいを活かした町並みの保全を図ります。

### 取組に関与する主体

伊勢市  
鳥羽市  
上野市  
伊勢おはらい町会議（伊勢市）  
NPO 法人伊勢河崎まちづくり衆（伊勢市）  
外宮にぎわい会議（伊勢市）  
NPO 法人神社みなとまち再生グループ（伊勢市）  
まちづくり工房 2 1（鳥羽市）

取組が行われる場所（まちなみ保全地区及び予定地区）

上野市内  
内宮おはらい町（伊勢市）  
伊勢河崎問屋街地区（伊勢市）  
外宮前地区（伊勢市）  
みなとまち地区（伊勢市）  
岩崎町内（鳥羽市）  
大里町内（鳥羽市）  
横町町内（鳥羽市）  
錦町町内（鳥羽市）

取組の実施期間

平成16年度から

その他の事業内容を明らかにするために必要な内容

国土交通省 観光交流空間づくりモデル事業 事業プラン記載事業  
伊勢市駅前・外宮前地区、伊勢河崎問屋街地区

## 1 支援措置の番号及び名称

230001 道路使用許可・道路占用許可の手続き改善

## 2 当該支援措置を受けようとする者

伊勢市  
上野市  
NPO法人神社みなとまち再生グループ  
NPO法人伊勢河崎まちづくり衆  
伊勢楽市実行委員会  
外宮さんゆかたで千人お参り実行委員会  
など

## 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

伊勢楽市や篠島「太一御用」御幣鯛船歓迎行事など道路を利用した様々なイベントが行われているほか、上野市内では、春から秋にかけて、忍者フェスタ、市民夏祭り、そして、鬼行列、楼車の行列で有名な上野天神秋祭と、様々な催しで市内が賑わいます。しかし、現在、その実施にあたり警察の道路使用許可と道路管理者の道路占用許可といった2つの許可申請が求められています。この窓口の一本化等が実現され、より円滑なイベント実施が可能となることにより、一層、魅力的な観光商品としての様々なイベントを企画し実施していきます。

なお、上記のイベント実施にあたっては、当該支援措置により発出される通達に沿った運用により活用していきます。

組が行われる場所

上野市内  
伊勢河崎問屋街地区  
外宮前地区  
みなとまち地区

取組の実施期間

平成16年度から

## 1 支援措置の番号及び名称

230009 良好な景観形成の推進

## 2 当該支援措置を受けようとする者

鳥羽市

## 3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

鳥羽市では景観形成を進めていくにあたり、行政、市民および地元企業が緊密に意志疎通を図っていくため、景観デザイン会議、景観協議会、および鳥羽市景観条例の策定の3本柱からなる景観コントロールシステムを整備しています。

このシステムにより、行政が中長期的な景観形成戦略をねり、市民、地元企業とが景観形成を担う主体として活動していくことにより、鳥羽市の景観を優れたものとしていきます。

今回、支援措置を受けることで、平成16年度に成立予定の景観法を踏まえた鳥羽市独自の景観条例の制定や景観形成計画の策定を行い、優れた自然の風景と調和した良好な景観の形成を推進していきます。

### 取組に関与する主体

鳥羽市

景観デザイン戦略会議

景観協議会

### 取組が行われる場所

鳥羽港周辺（マリンタウン21）

駅及び駅周辺

鳥羽城跡周辺

国道周辺 等